
>>>

JPA事務局ニュース <No.179>2014年12月26日

>>>

<発行> 一般社団法人 日本難病・疾病団体協議会(JPA)事務局
発行責任者/水谷幸司
〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 2-28 飯田橋ハイタウン 610号
TEL03-6280-7734 FAX03-6280-7735 jpa@ia2.itkeeper.ne.jp
JPAホームページ <http://www.nanbyo.jp/>

☆厚生労働省が既認定者に対する経過的特例措置を通知 26日付の健康局長通知で各都道府県宛に発出しました

厚生労働省は、26日付けの健康局長通知で、既認定者の更新手続きが遅れている自治体があることから、一定の配慮を行う必要があるとして、やむを得ない特別の事情がある者については、年明けになっても既認定者としての経過的特例を認めるよう都道府県に通知しました。JPAは、各地からの報告により、受給者証の更新手続きが遅れている県が多く残っている現状をふまえて、厚生労働省に何らかの措置をとるようにはたらきかけを行っていました。

以下に、通知の全文を掲載します。(JPAホームページにも掲載します)

健発1225第6号
平成26年12月26日
各都道府県知事殿
厚生労働省健康局長通知

難病の医療費助成制度の既認定者に係る経過的特例について

平成27年1月1日から難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)に基づく新たな医療費助成制度(以下「新制度」という。)が施行される所、現行の特定疾患治療研究事業の対象である者(以下「既認定者」という。)については、新制度における難病の患者に対する医療等に関する法律施行令(平成26年政令第358号。以下「令」という。)附則第3条に規定する経過的特例の対象として、軽減された負担上限月額を適用することとしており、既認定者が新制度で経過措置の対象となるためには、平成26年12月31日時点で都道府県が申請を受理したと認めることが必要となることとしております。他方、患者団体からは、入院中であつたなど特別な事情により平成26年12月31日までに申請を行うことができないケースが生じ得るとの指摘もなされていることから、当該経過的特例の対象者の取扱いについて、下記のとおりといたしますので、よろしくお取り計らい願います。

記

既認定者（平成26年9月30日時点で特定疾患治療研究事業の対象となっていた者に限る。）であって、平成26年12月31日以前に支給認定の申請を行うことが困難であったやむを得ない特別な事情（※）があると認められる者については、一定の配慮が必要であるとの観点から、法の施行日から平成27年2月末までの間に申請を行った者についても、令附則第3条の規定の適用に当たっては、令附則第3条に規定する「法の施行の日から継続して支給認定を受けている指定難病の患者」とみなし、経過的特例の対象とすることを差し支えないこととする。

なお、特定医療費の支給に当たっては、法第7条第5項に基づき、実際に申請のあった日から支給認定の効力を生ずることとする。

※「申請を行うことが困難であったやむを得ない特別な事情」とは、例えば以下のような場合を想定。

○客観的・物理的に申請が不可能な状態にあったこと。

例）入院中又は施設入所中などで手続きが不可能な状況にあった。

○通知の不達等により手続き内容や期間について知りえない状況にあったこと。

前回ニュースでも指摘しましたが、年内に申請することが原則です。

これからでもまだ間に合いますので、31日までにできるかぎり申請手続きを行いましょ。事情によりまだ臨床調査個人票を書いてもらえていない場合でも、郵送による申請だけはしておきましょう。

**行政窓口は閉まっても、12月31日付けの消印で送付すれば、
現行56疾患患者は「既認定者」として経過措置の対象になります。
新規対象患者も1月1日の診療から医療費助成の対象になります。
あきらめずに、郵送（簡易書留）による申請を行いましょ！**
